

平成 30 年（2018 年）12 月 19 日

一般社団法人滋賀県造林公社は甲賀市と 「滋賀県造林公社の供給する木材の利用促進に関する協定」を締結しました

一般社団法人滋賀県造林公社の造林地は、昭和 40 年度の造林開始から 50 年が経過し、平成 27 年度以降、順次伐期に達しており、これまで造成してきた森林資源を伐採し、木材の安定的な供給を通して、公社材の有効利用を図る取組を進めています。

一方、甲賀市では、平成 24 年 3 月に「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を策定し、公共施設などにおける木造化に取り組まれているところです。

このたび、市内産の木材を施設整備で積極的な活用を図られている甲賀市と、地域における公社材の地域での利用を促進する造林公社の思いが一致し、標記協定を締結しました。

なお、同様の協定は、平成 28 年 3 月に多賀町と滋賀県造林公社が締結しており、2 例目となります。

記

1. 協定締結日：平成 30 年 12 月 19 日（水曜日）

2. 協 定 者：甲賀市長 岩永 裕貴

一般社団法人 滋賀県造林公社 理事長 三日月 大造

3. 立 会 者：滋賀県知事 三日月 大造

4. 協定の概要：別紙



【お問い合わせ先】

〒520-0807

滋賀県大津市松本一丁目 2 番 1 号

一般社団法人 滋賀県造林公社

生産販売課 西川、廣部

TEL 077-522-8247

FAX 077-521-0345

「滋賀県造林公社の供給する木材の利用促進に関する協定」の概要

(1) 目的

甲賀市と滋賀県造林公社が連携し、公社材の地域での利用を促進することにより、森林の適正な整備を促進するとともに、林業および木材産業等の活性化を図る。

(2) 協定の概要

市と公社が情報の共有を行い、市は施設の整備にあたり公社材をはじめとする甲賀市産材の利用に努め、公社は必要に応じて公社材の供給に努める。県は、取組が円滑に推進される指導および助言を行う。

(3) 造林公社の甲賀市内での伐採計画

平成30年度の甲賀市内における計画

- ①事業場所 甲賀市信楽町杉山 他5事業地
- ②伐採予定面積 約40ha
- ③搬出予定材積 約3,000m³

※伐採は、抜き伐り（間伐方式）により実施

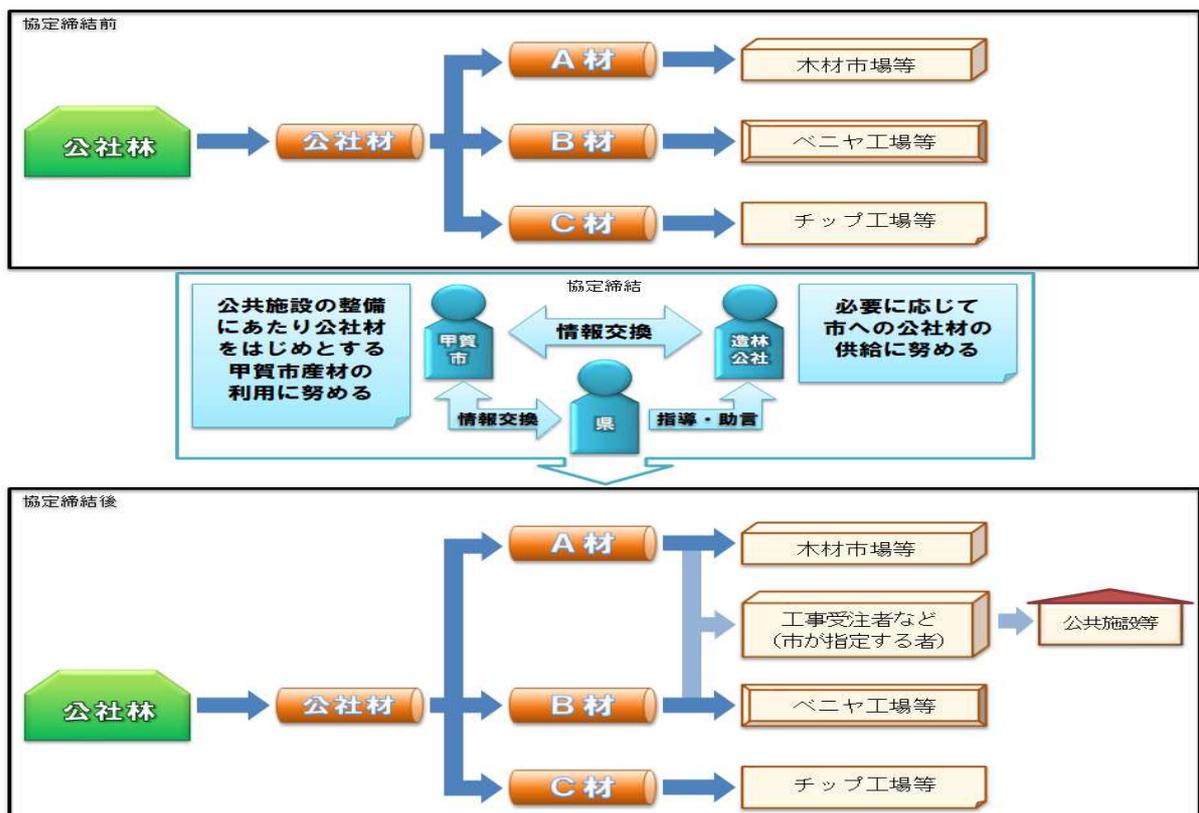
(4) 甲賀市の公共施設における公社材利用状況

信楽地域市民センター・信楽伝統産業会館（平成30年度着手）に使用するCLTに公社材が利用される予定

- ①事業場所 甲賀市信楽町長野
- ②施設の構造・規模 木造+RC造2階建 延床面積2,124m²
- ③その他 平成31年度竣工予定

※CLTとは、ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料

(5) イメージ



①信楽地域市民センター・信楽伝統産業会館(外観イメージ)



③公社材【甲賀市信楽町杉山産】



②信楽地域市民センター(内観イメージ)



④間伐(抜き伐り)実施後【甲賀市信楽町杉山】

